

事業番号

0169

平成24年行政事業レビューシート

(文部科学省)

事業名	育英事業に必要な経費	担当部局庁	高等教育局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和18年度	担当課室	学生・留学生課	学生・留学生課長 松尾 泰樹				
会計区分	一般会計	施策名	V-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独立行政法人日本学生支援機構法 第3条、第13条	関係する計画、通知等	教育振興基本計画 (平成20年7月1日閣議決定)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	経済的理由により修学困難な優れた学生等に対する教育機会を確保する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業は、教育政策として、学資を希望する無収入の学生等(大学、短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程)本人に、無担保、無審査(与信無)、低利、かつ長期間にわたって奨学金を貸与し、返還金の回収を行う。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☒ 交付 ☒ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
		当初予算	130,899	130,899	124,091	122,901	121,840	
		補正予算	△ 4,786	△ 9,916	△ 10,736	0		
		繰越し等	292	611	0	0		
	計	126,405	121,595	113,356	122,901	121,840		
	執行額	126,399	117,477	113,356				
執行率(%)	100.0%	96.6%	100.0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (毎年度)
	(独)日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち奨学金の貸与を受けることができた者の割合		成果実績	%	95.73%	93.23%	100.00%	100.00%
			達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	貸与人員		活動実績 (当初見込み)	万人	118	123	129	—
					(118)	(127)	(133)	
単位当たりコスト	(円／)		算出根拠	奨学金事業は、国、大学等、日本学生支援機構が三者一体となって実施しており、実施コストを把握するのは困難なため、単位当たりコストを算出できない。				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	育英資金貸付金	75,784百万円	83,276百万円	日本再生戦略に関する「重点要求」[人材育成戦略]83,365百万円				
	育英資金利子補給金	22,040百万円	19,719百万円	(内訳:育英資金貸付金83,276百万円、奨学金業務システム開発費等補助金89百万円)				
	育英資金返還免除等補助金	5,040百万円	5,290百万円	<育英資金利子補給金>過去実績を踏まえた見直しによる減				
	高等学校等奨学金事業交付金	20,037百万円	13,465百万円	<高等学校等奨学金事業交付金>都道府県回収金の増による交付金の減				
	奨学金業務システム開発費等補助金	0	89百万円					
	計	122,901百万円	121,840百万円					

※表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない。

事業所管部局による点検				
	評価	項目	評価に関する説明	
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は、教育の機会均等や人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するとともに、意欲と能力のある学生等が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう実施しているものであり、広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。また、本事業は、公共性の見地から確実に実施する必要があり、安定的かつ効果的に実施するために独立行政法人日本学生支援機構において実施している。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	本事業は、限られた財源の中で、奨学金を希望する学生等を幅広く対象とする必要があること等の理由により制度創設時より貸与制で実施している。また、家計基準、学力基準等の貸与基準に基づき、真に奨学金を必要とする学生等に貸与を行っており、限られた財源の有効活用を図っている。 なお、貸与月額は、年に一度、適格認定時において学生等の経済状況を踏まえ、適切な額となるよう指導を行っているところ。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	奨学金を充実させることにより、学生が経済面で心配することなく安心して学べるよう修学機会の確保を図ることが重要であり、平成23年度においては、対前年度比8万8千人の貸与人員の増員を行った結果、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与することができ、貸与者数についても、概ね当初の見込みどおりである。	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名		－
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	・本事業により、平成23年度においては129万人の学生に奨学金を貸与しており、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与することができたことから、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図るという事業の目的を達成している。 ・また、奨学金の貸与を受けた学生等からの返還金は次世代への奨学金貸与の原資となることから、返還金の回収促進を図っている。 ・平成24年度予算においては、将来の奨学金の返済負担を懸念して修学を断念しないよう、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は返済期限を猶予する「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を新設するとともに、無利子奨学金の大幅拡充（新規貸与者1万5千人増）を行い、制度の充実を図っている。			
予算監視・効率化チームの所見				
現状通り	1. 事業評価の観点：本事業は、経済的理由により修学困難な優れた学生に対する教育機会を確保することを目的とし、学資を希望する無収入の学生本人に、無担保、無審査（与信無）、低利、かつ長期間にわたって奨学金を貸与し、返還金の回収を行う日本学生支援機構の奨学金事業であり、次世代への奨学金貸与の原資となる返還金の回収を強化する観点から検証を行う。 2. 所見：本事業は、日本国憲法第26条（国民の教育を受ける権利）、教育基本法第4条（教育の機会均等）に基づき、経済的理由によって修学が困難な者に対して支援するために必要な事業であり、現行において特段見直す内容は認められず、現行の事業内容を維持すべきである。しかしながら、過去の事業仕分けを踏まえ、引き続き返還金回収の強化に取り組むべきである。			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）				
現状通り	育英事業に必要な経費は、日本国憲法第26条（国民の教育を受ける権利）、教育基本法第4条（教育の機会均等）に基づき、経済的理由によって修学が困難な者に対して支援する事業に必要な経費であり、意欲・能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することなく、予見性を持って安心して進学等することができる環境を整備することが重要。そのため、①貸与基準を満たす全ての者に対し奨学金を貸与できるよう貸与人員の拡大を図ること、②返還者の状況に応じきめ細やかに対応すること、により奨学金事業の充実を図ることとしている。 奨学金の返還に関しては、返還金が次の世代への奨学金貸与の原資であることから、返還金の回収が重要な課題であり、引き続き、初期延滞者に対する督促強化や外部委託の利用等を通じて、返還金の回収促進を図ることとしており、事業費に充当する返還金についても増額を図っているところである。			
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
○事業仕分け第1弾（平成21年11月25日） ・事業番号・事業名： 3-53-(1) 大学等奨学金 （WGの評価結果）見直しを行う（回収の強化、給付型奨学金、経済状況への柔軟な対応、独立行政法人のあり方を中心に） 3-53-(2) 高等学校等奨学金事業交付金 （WGの評価結果）見直しを行う（高校実質無償化との関係を整理） ＜とりまとめコメント＞ 大学等奨学金については、見直しを行わないという意見が2名、見直しを行うという意見が14名であった。借金であるから回収を強化すべきという意見が多い一方で、返済方法についての柔軟性や、給付型奨学金を検討すべきという意見があった。また、（独）日本学生支援機構のあり方については見直しが必要であるとの意見が複数あった。当WGとしては、回収の強化、給付型奨学金、経済状況への柔軟な対応、独立行政法人のあり方、といった点を中心に、見直しを行う方向でまとめる。 高等学校等奨学金事業交付金については、見直しを行わないという意見が6名、見直しを行うという意見が10名であった。見直しを行うとした意見の内訳は、高校実質無償化との関係の整理が8名、返済時の運営効率化が1名、給付型奨学金の検討が1名であった。当WGとしては、高校実質無償化制度との関係を整理し、分かりやすく説明して頂くことも含め、役割分担についてもしっかりと整理するよう、見直しを行う方向でまとめる。				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー	0183	平成23年行政事業レビュー	0160	

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

文部科学省
113,356百万円

【補助、貸付、交付】

A.日本学生支援機構
113,356百万円

教育政策として、学資を希望する無収入の学生等(大学、短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程)本人に、無担保、無審査(与信無)、低利、かつ長期間にわたって奨学金を貸与し、返還金の回収を行う。

・無利子奨学金の貸与(貸付金)	70,560百万円
・有利子奨学金の利子負担(補助金)	14,182百万円
・奨学金の返還免除(補助金)	4,570百万円
・各都道府県が行う奨学金の補助(交付金)	24,044百万円
計	113,356百万円

【奨学金貸与】

B.学生等(延べ 1,287,980人)
89,312百万円
※貸与総額 1,057,486百万円

〔奨学金を貸与〕

(注)奨学金事業は、返還金、国からの貸付金(国費)、財政融資資金等を原資として実施。

【交付】

C.都道府県(全47都道府県)
24,044百万円

(独)日本学生支援機構(旧日本育英会)が実施してきた高等学校等奨学金事業について、平成17年度以降の入学者から順次、都道府県に移管しており、その貸与水準を維持し、必要な資金を円滑に確保できるよう、奨学金の原資として一定期間にわたって、交付金を交付するものであり、各都道府県は高等学校等の生徒に対する奨学金事業を行う。

【奨学金貸与】

生徒
24,044百万円

〔奨学金を貸与〕

(注)各都道府県における奨学金事業は、国からの交付金(24,044百万円)に各都道府県独自の財源を加えて実施されており、貸与額、事業の実施方法など具体的な内容については、各都道府県が設定。

費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロッ クごとに最大の 金額が支出され ている者につい て記載する。費 目と使途の双方 で実情が分かる ように記載)	A.日本学生支援機構			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	事業費	無利子奨学金の貸与(貸付金)	70,560			
		各都道府県が行う奨学金の補助(交付金)	24,044			
		有利子奨学金の利子補給(補助金)	14,182			
		奨学金の返還免除(補助金)	4,570			
	計		113,356	計		0
	B.学生A			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	奨学金	学資等	4			
	計		4	計		0
	C.大阪府			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	事業費	高等学校奨学金の貸与	4,028			
	計		4,028	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

※貸付金等

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人日本学生 支援機構	奨学金の貸与、返還金の回収等	113,356	-	-

B.奨学金貸与

※奨学金貸与

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	学生A	奨学金の受給	4	-	-
2	学生B	〃	4	-	-
3	学生C	〃	4	-	-
4	学生D	〃	4	-	-
5	学生E	〃	4	-	-
6	学生F	〃	4	-	-
7	学生G	〃	4	-	-
8	学生H	〃	4	-	-
9	学生I	〃	4	-	-
10	学生J	〃	4	-	-

- (注) 1. 学生Aは、大学院博士課程で、無利子奨学金(2,196千円)と有利子奨学金(2,100千円)を併用して貸与を受けている者である。
2. 学生B～Jは、専門職大学院課程(法科大学院)で、無利子奨学金(1,056千円)と有利子奨学金(3,140千円)を併用して貸与を受けている者である。

C.各都道府県が行う奨学金の補助

※交付金

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪府	奨学金の貸与、返還金の回収等	4,028	-	-
2	北海道	〃	1,580	-	-
3	福岡県	〃	1,415	-	-
4	鹿児島県	〃	1,234	-	-
5	青森県	〃	916	-	-
6	熊本県	〃	891	-	-
7	宮崎県	〃	871	-	-
8	長崎県	〃	833	-	-
9	兵庫県	〃	830	-	-
10	東京都	〃	741	-	-